

# 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律施行規則について

平成23年 2 月

農 林 水 産 省

## 1 趣旨

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「法」という。）第3条第3項等の規定に基づき、並びに法及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号。以下「令」という。）を実施するため、本省令を制定するものである。

## 2 省令の内容

### （1）農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な行為（第1条）

法第3条第3項の農林水産省令で定める行為として、農林水産物等（農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られたものに限る。）を新商品の原材料として利用するために必要な圧縮、乾燥、収集等を定めることとする。

### （2）産地連携野菜供給契約（第2条）

法第3条第6項の指定野菜の供給に係る契約は、書面により行い、当該契約書には、当該契約の対象となる指定野菜の種別、供給の期間、数量その他の必要事項を定めることとする。

### （3）総合化事業計画の認定の申請（第3条）

法第5条第1項の規定による総合化事業計画の認定の申請の際に必要な申請書の様式及び添付書類を定めることとする。

### （4）法第5条第2項第6号の総合化事業計画の記載事項（第4条）

法第5条第2項第6号の農林水産省令で定める事項として、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合には、当該指定野菜の種類ごとの作付面積を定めることとする。

### （5）総合化事業の用に供する施設の整備に関して総合化事業計画に記載すべき事項（第5条）

法第5条第3項第3号の農林水産省令で定める事項として、総合化事業の用に供する施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合等には、当該施設の用に供する土地の利用状況及び普通収穫高その他の必要事項を定めることとする。

**(6) 農業改良措置を支援するための措置等（第6条～第8条）**

法第5条第4項第1号の農林漁業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等として、①農業経営に必要な施設の設置、②認定を受けようとする農林漁業者等の生産に係る農畜産物等又はその加工品を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工又は販売の用に供する施設の改良等を定めることとする。

**(7) 指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計面積（第9条）**

法第5条第10項の農林水産省令で定める面積として、キャベツ、さといも、だいこん等にあつては15ヘクタール、きゅうり、トマト、なす及びピーマンにあつては5ヘクタールと定めることとする。

**(8) 総合化事業計画の変更の認定の申請（第10条）**

法第6条第1項の規定による総合化事業計画の変更の認定の申請の際に必要な申請書の様式及び添付書類を定めることとする。

**(9) 総合化事業計画の軽微な変更（第11条）**

法第6条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更として、氏名及び住所の変更等を定めることとする。

**(10) 研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関して研究開発・成果利用事業計画に記載すべき事項（第12条）**

法第7条第3項第3号の農林水産省令で定める事項として、(5)と同様の事項を定めることとする。

**(11) 出願料軽減申請書等の様式等（第13条～第16条）**

令第5条第1項及び第6条第1項の申請書（品種登録に係る出願料及び登録料の軽減申請書）の様式並びに添付書面の省略等の手続を定めることとする。

**(12) 権限の委任（第17条）**

法第5条第1項等の規定による総合化事業計画の認定等に関する農林水産大臣の権限を、総合化事業計画の認定を受けようとする農林漁業者等又は認定を受けた農林漁業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任すること等とする。

**3 その他**

**(1) 施行期日（附則第1条）**

本省令は、法附則第1条ただし書に規定する規定（第2章）の施行の日（平成23年3月1日）から施行することとする。

**(2) 農地法施行規則の一部改正（附則第2条）**

令附則第2条の規定による農地法施行令の一部改正に伴い、農地等の権利移動についての許可申請書の記載事項等として、「促進事業者である旨」等を追加することとする。

**(3) 種苗法施行規則の一部改正（附則第3条）**

品種登録に係る出願料又は登録料の軽減を受けようとする場合における願書及び品種登録料納付書の記載事項として、「軽減を受けようとする旨」及び「確認書の番号」を追加することとする。

**(4) 農林水産省組織規則の一部改正（附則第4条）**

令附則第3条の規定による農林水産省組織令の一部改正に伴い、地方農政局生産経営流通部及び食品課並びに北海道農政事務所農政推進課の所掌事務として、「法の施行に関すること」を追加することとする。